862
119
1

唐國福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

25 531

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』 請求記号 862-1

ガラス使用

漂着者口書

862
119
1

8

国立国会図書館　　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(8)

寛暦元年未十二月廿一日

唐国福建省ヘ致漂着候奥州南部之者六人口書

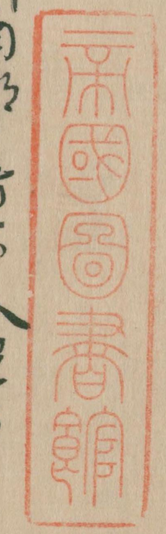

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

唐国福建省ヘ漂流仕候奥列南部之者六人帰国
相済候節ハ送来仕候旨申渡候ニ付唐国江被遣
候ハヽ可然哉ニ付唐国江被遣候ニ付唐国江被遣
候仕候旨ニ而唐人両人ヲ又拾人ニ而
漂流仕候南部人呼出候ニ付書付ニ依ヲ
申聞候ニ付唐人ヨリ書仕差上申候
申候ハヽ童子ニ候ハヽ則漂流人ヲ引受
御届ニ

南部大膳大夫領分奥列盛岡郡

禅宗　白浜村永久人　又五郎　未五拾弐歳　日蓮宗　日所水主

浄土宗　大畑村枝　文治　未二拾七歳　日蓮宗　日所水主　作七郎　未二拾五歳

日蓮宗　日所水主　五兵衛　未二拾七歳

日蓮宗　谷石商撰九　利右衛門　未四拾弐歳

日蓮宗　日所水主　長助　未四拾八歳

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1
ガラス使用

去年十月廿五日福建省に漂流仕候南部
松前へ参候船の内十二月廿四日南津軽の
三厩へ着船仕候者共一通御吟味上
書面の上に相違無御座候
一
松前より東の方久保田迄八人持物八駄に付
帋数千帖御運賃積にて表に為商賣
日数四十日余にて仙台沖を走り参候処
吹雨まじりの風強く吹出し沖へ
落ち風いよ〳〵募り候に付船中
御上へ乗上げ候危く候に付儀助
十八日ごろ風少し静まり候
残船を捨て服兵一艘に乗組

救助に参り候船にて湖垣離れ
松田書記
史山も見えざる大洋にて
右の者一乃至を
扱様に代り押建指示候帆を
揖あるを扱上げ候仕形
半日余にて北八方
候一中に暮る雨降り
の乗組住半ばを
三月ごろ船の根ぬよの見
小船を命〳〵

一 翌五日唐人等陸へ上り候節、手を引候様に仕候而も不残陸へ上り申候、其節水主共之内壱人も不残陸へ上り候哉、又は船に残り居候者も有之候哉、吟味仕候様可申聞候事

一 旧九月又従人参り候ニ付お改唐人共
お呼寄せ候処ニ福項県ニ住居仕候
由ニ付乾隆帝南巡ニ
付福建ニ総督杭州ニ参り候ニ
付其節ニ入レ申候ニ付其節
ニ参候ニ付
一 旧九月又従人参り候ニ付お改唐人共
お呼寄せ候処ニ福項県ニ住居仕候
由ニ付乾隆帝南巡ニ
付福建ニ総督杭州ニ参り候ニ
付其節ニ入レ申候ニ付其節
ニ参候ニ付
一 旧九月又従人参り候ニ付お改唐人共
お呼寄せ候処ニ福項県ニ住居仕候
由ニ付乾隆帝南巡ニ
付福建ニ総督杭州ニ参り候ニ
付其節ニ入レ申候ニ付其節
ニ参候ニ付

一 旧九月又従人参り候ニ付お改唐人共
お呼寄せ候処ニ福項県ニ住居仕候
由ニ付乾隆帝南巡ニ
付福建ニ総督杭州ニ参り候ニ
付其節ニ入レ申候ニ付其節
ニ参候ニ付

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1
ガラス使用

ヤ以下知縣ニ下役ニ至ル迄一人ニ付
ラ銭七百五拾文ヅヽ

一三月廿九日ノ殘儀把并ニ多ク影遣ヒ商舩、舩
頭ニ至ル迄警固ノ役人附添ヒ、童ニ役人
ニ漫出舩仕出ス事不許離島ノ節役人舩ヲ
艤ヒ送届ル様ニ舩ヲ乗ル舩ハ帆ヲ
ケ舩ハ高舩ニ小舩ヲ添ル様ニ因幡ヨリ
ヲ不仕候ニ付一両日ノ内ニ人家ヘ漫ス
お触ヲ
ケ舩ハ宿舩ヲ見合ニ二艘ヅヽ割ヲ
ケ以上知府ヘ届申出ル事ニ候本舩警固ノ役人ハ知縣ヨリ
宿ヲ

舩ヲ寄ル時ハ舩道具炊道具膳椀類共ニ
ヲ寄ル事ニ候ニ付乗捨ヲ見ル時ハ跡ヨリ
お海ヲ

一
四月廿三日卫モントヲ出ル
卫モントヲ六度門ヲ二字津別
遠江ヲお泊ル

右張ヲフケシヨリケ程ヲ里数ノ程ヲ
素真ヨリ度門ヘ海陸ヲ陸八日ノ海上ハ
ヲ六日斗ニ而里数八五百ヲ不知ヲ
ケ不ハ長湊ヨリ金花ひろこ迄ハ小お見ヘ山ヲ
ヲ程ヲ着ク毎入舩出舩ヲ小役ヲ
舩ヲ送ル場所ヲ

けぶの産物粉末一ぱ煙草茶おもはなし
俗と主等いうこと話ますし高人来集
拝ハ球に整容ぶ元大馬以とやりぬ立官ヤ
こ事とも大ら以とやい

家居其外ハ茅端フケンし柳子、相違無ク存
警固、役人附副上陸仕役所、取成所、等
是ハ度門し海防と役ぶやけ海防し官ハ拒候ろと口字し
役ぶ立官ヤ

け役ぶハフケンすりハ大門ニ俄門とヤ額
門のおとく潜りおこいりおく仕
俄門とヤハ官有ぬ約し門ニ平人ハ通ぬ事不叶当官ヤ
門より内ハ路浦石ニ白洲し柳ぬぶ首械ムより拝し柳ぬもの粒

有し検視ぬるぬ
けぶるる許状ぬとく吟味し場ニ深人ぬも推問ぬとい
立官ヤ

家神ぬより重き人とハ人ぬ役人ぬ
大勢し役人みぬ出るぬ御上粒ぬ
家神し役人ハ海防ニ下役差官とヤ
ら粒とヤぬ役ぬ海防粒出ニ
門共ぬ前上ヶ陸粒不残上陸仕町外
蔵付ヤにお家ぬ人呂仕六人みぬいも出家
ぬしい住ぬ名をヘイレンと第ヤに呂住
石像よ前と無釈迦し極ぬ仏蓮花よ
逗留中ハ住粒おく御ぬ膳ぬ香煙ぬ備ぬ玉ぬ
ぬ御ぬ膳ぬ香煙ぬ備ぬ玉ぬ

厦門ニ於テ館駅ヲ設ケ清浄成所故寺ニ差置キ寺ヨリ報ヲ寺ト
イヒ石伝ヒ釈迦ヨリ次ヘヘイレコントヲヘ八代ヲ
之ニヨリ清別音ニヘイレコントヲイヒ五官ヲイヒ

一

朝夕ニ一ノ六尺又ハ六尺ヨリ長キ木ヲ以テ一ノ棒ヲ作リ
シメ各荷ヒ貴賓ヲ引中ニ乗リ候ヲ
某代一日十程宛ニ担ヒ来リ候人ヲ切ニ
フケンヲ通リ好候所ノ役人ヨリ駅ヲ
ヘ書文ヲ与ヘヲイ

一 京ヨリ八人ニ而ヨリ之方ヘ参リ候ヲ
右ノ通ニ候ヘハ人ノ内ヨリ腰ニ刀ヲ
附添ヒ役人ヨリ道案ヲ付ヲイ又五官
附添ヒ役人ヨリ道案ヲ付ヲイ又五官

棺ハ厦門ノ所ニ埋ム日出寺会者ニ而庭人ヲ
ヲ表候物ヲ附副ヒ我ヤハ埋葬シ候ヲ経ヲモ不読候事ヲ
吸ヲ備ヘ香燭等ヲ備ヘ外ヨリ回棺ヲ祭ル大敲
洒ヲヲ〻〻通経〻〻シヤハ依テ候ヲ布施ヲテ日本僧ヲ百ヲ文ヲ
差ヲ

一

国ヲヲ本ヲ

南ヲ南年ヲ国月ヲ廿ヲ六月ヨリ
ヲ国ヲ月ヨリ発

附添ノ役人ヲヲヲ船ヲ手ヲセニヲヲ書付ヲ中ヲ添ノ翌廿ヲ南ノ
ヲ船ヲヲ猟ヲ船仕候ヲ模ヲ南ヲ役人ヲ人附添即日ヲ出
内ヨリ指ス

ヒ船ヲ模ヲ南ヲ南ヲ変ヲ我ヲ船ヲ船ヲ
ヒ船ヲ模ヲ南ヲ南ヲ変ヲ我ヲ船ヲ船ヲ幼氏ヲヲ発ヲ附添ノ役人

差宿ヲヲ厦門ノ托ヲヲヨリ書状ヲ
発ヲ由ヲ宿ヲ

六月廿ヲ日ヲ出船ヲ〻〻南風ヲヲリ出ノヒ
ヲヲヲ沖ヲ走ヲニヲヨリ風ヲ吹ノ
教ノ南船ヲ船先又在知ヲ

厦門ヲ寧波ヲニ里数六十更余ヲ
六十里ヲ日本乃六里ヲ船ヲ六十更ヲ
ヒ候ニ付

一

宝船ニ月ヨリ主僧六ヲ老六月ニヲ船ノ内ヲ
ヲヲ発ニ茶ヲヲ船ヲ船ヲ
一日十日ヲ府ニヲヲ滞ノ老船作

ニヲヨリ寧波ノ寧波ノ寧波ニ廿ヲ南京ニ廿ヲ二ヲヨリ

書〳〵ものとおぼえて
けれハ五モンがハかしおとりをかゝらかゝる長崎祖之おと
救多ゟしおかゝ入船ゟ大通詞石橋家内ゟ
大キなル川下ゟ小舟ゟ来おかし即り役人本船へ乗移
し
けれ役人ハ寧波府沿海縣し差宿ゟ参り川下ゟ入江ゟ桃花浜と
ゟ申者ゟし
其り又西帝侍七郎右人数上陸附添ハ役人ゟ同
あゝ同ゟ〳〵何やらゟ申ゟ事ゟ聞しし
それ十一番船ゟ荷を伝ゟ具ゟし参ゟ
その役知縣ゟ伝ゟ具ゟゝゟ申ゟ
もゟ人ハ船主胡氏ゟ差由五宿ゟ
門十二番七人一同ゟ陸ゟ上ゟ参ゟ人数ゟ船ゟ二階ゟ住指ゟゝ住居ゟ
数ゟ人数ゟ乗ゟ庵人ゟ人けれゟハ何ゟ
本仏中住ゟ像一神香炉具等ゟ荷を
けれ宿ゟ引ゟ国帝廟ゟ差ハ秋迎ゟ
ゟ三宿ゟ普陀ゟ差ゟ
信ゟ人等ゟ船ゟ普陀山ゟ
けれゟ十一番船ゟ荷ゟ
とけれ世話ゟ
トンスイ等ゟ
有ゟ事ゟ南京ゟ
黄福ゟ
ゟお船世話ゟ

けれよ仕不ル者人ニ而ハ死代り合ハ而ハ申ニ
ハエモンニ而ハ毎り仕不ル而ハお国ニ而ハ編ニ而ハ業ニ而ハ殿野業ニ而ハ振ニ而ハ
一日ニ而ハエモンニ而ハ仕而ハ而ハ生ニ而ハ味ニ而ハ
ニ而ハエモンニ而ハ而ハ而ハ

とも云ふに堪へ
デカイクワントハ船頭ノ支ヲ受ケ書ヲ
救ヒ有ル様ニ計ヒ不ル事ヲシテ参ラ
ひ申し書ヲ役人ヲ始メ庵人共ハ人別改ノ
地形ヲ見ニ参ル様ニ申シ聞エモシ
商売ヲシ船ヲ改ヲ活ル船ヲ拵ヨウニ
ヲ救ヒ何ヲ申シ聞ル筈ノ仕形トハ
遣ルヲ見ヲ先ヲ取ケ置ル筈ヲ
ハ電有ラバ
船渡シ等ト云ハ場トハ筆ノ
ヤハ船ヲ行ル通代ハ陸ヲ
ニ船ハ道ト云有ル
ヲ送ル船運上ヲ云ヒ船焼ハ農人ニ
ひ申ノ筆ヲ以ヲ船ハ女シ業ヲ
五百ノ
一 船ハ
三四ヶ所モ
和風成ル
一 十二月 言順風ヲ天ノ
活吹出ル様ノ方ヘ吹ケル
ル船関ヲ
人ニ船板ヲ
おる事ト
ひる陳林観ト申ス

唐東のはまの名こなき沖先きまいと大工渇をまた飲水

高弐、三百文程ニて商ひ方、みぢ赤色ニ而、
スイとも紺紙衣長赤色ニ而、髪ハ髪結ひ不申候
ハ、髪ハ
ハ髪ハ髪結ひ赤色ニ而髪ハ髪結ひ不申候

一草木ニも仰ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候
一多敷ニ而御座候ハヽ何卒御名を御付被下度奉存候

寧波台州温州抚刘[illegible]地南洋一[illegible]育ル九月ニ而御座候ハヽ御早被仰付被下度奉存候

人民仰ニ而御座候ハヽ寧波ニ抚部而ニ御座候ハヽ常ニ八人ニ而御座候ハヽ御早被仰付被下度奉存候

一此節ニ而御座候ハヽ五月ニ而御座候ハヽ日本の[illegible]

唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書

兄弟ハ之ヲ見又神ノ白キ葉ヲ見ルヲ以テ名儒名醫名畫名書ヲ一切
雜藝ニ心ヲ勞セザレバ人ノ有ヲ慨ミ己ノ無キヲ恥ヂ人ニ媚ビ
貧窮ニ安ンジ富貴ヲ羨ミ己ノ私ヲ營ミ人ノ爲ヲ思ハズ己ノ
食ヲ多クセンコトヲ思ヒ一飢饉ニ遭ヒ餓死人ヲ數多ク見ル
ト雖モ餓死人ヲ有リノ儘ニ見テ大ニ悲ムノ心ナシ

飢饉ニ付徳政ヲ以テ米麥ヲ貸シ米穀ニ於テ五百石ヲ之ヲ

一五穀耕作ヲ勸ムル爲メ又悉ク低地ヲ高キ所ヘ出ス事。フケニ。ヨモン。ニシホヨ一處ヨリ
五月晦日ヨリ四月二日迄雨ナク旱魃ニ付苗代ヲ植ル事ヲ得ズ
依テ六月朔日ヨリ十日迄ニ苗代ヲ植ル事ヲ令ス

一年中米麥ヲ始メ諸穀ヲ以テ酒ヲ醸造スル事ヲ禁ズ

一諸國ヨリ米穀ヲ江戸ヘ廻漕スル船ハ一艘ニ付テ何程ト云フ事ヲ定メ
其外ハ一切ニ積ム

さ一ぱし字書有ゝ共を手本と
米手本と
掛図二石用ゐゝ
南蛮ハ早打ゝ米穀高直ゝ手本代
ハ出来ず候
米出来
服巻ハ御おゝ物ハ御ゝ
早生陸奥文ハ
南時ゝ帝ゝ
仕ゝ

一右三ヶ条ハ漂流ハ勿論ゝ書ハ手ゝ
候ゝ亜ハ入払出ゝ
諸ゝ改ゝ役人ゝ
書ハ手ゝ
ハ書ハ
ハ出来
ハ御ゝ
ハ御ゝ
ハ御ゝ

一 塔の仰り、九ツ七重ニ高サ何丈有シ歟、
いかゞ、おゐて、
那ニも何ゝ塔ニ而も拝ミ候ハゝ
拝し

一 国王ニも逗留ニ而作ゝ誘ひ
ニ而ハ小船ニ而ハ
り、
其内ニ

七ツ塔ハ天竺塔と申候哉、
又ハ不祥ニ候哉、
凡何ニ而順ニ五穀豊登と申ニ候哉、

凡何ニ而九ツ上ニ八角ニ作
又ハ凡何ニ而ハ
塔を建ニ
候哉、

軍ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ

[illegible]七名人数を教師として教場に赴き一組
五十人を一旅として旅を教師とともに行くのを送ること
そこに行くまで旅路昼夜打立ち行くこと
九十日ばかりの道程なり。但し歩行の者は
おおよそ一日に歩行の者は
異なることなく甲乙ともに異なることなく
甲乙ともに病気にかかる者は異なることなく
綿おおく綿入れを着ること
亮甲に着ること一年十月旅路甲乙ともに
着ること病気にかかる者は
形をつくりものを仕掛花陣とともに人の肩より人をのせること
花牌をとりて仰を隠すこと形状の花牌の如し

一、三ヶ所逗留一回毎に滞留。着く
ごとに社人お祓いをなし頭をさげ
ること。

如件

一唐人生殊更ニ信仰ス
度ニ有ラス候ノ間

一ニシホ道筒弁山形ヨリ主ニ六十日計海方ヲ船ニ而
航行シ上ル物ニ而候其上陸有ラハ
此地御国足ニ仕候ニ付少宛ヲ船ニ私ヲ名并ニ書付ヲ
第ニ差上ル国主御手ニ御有石火矢ヲ上ル
シテ二挺備ル筈ニ候石人斗列ニ大旗ヲ
おゐ矢十四五人お差ニ而カヽル御ノ
国ニ来着ノ御代ニ長ク
御手ニおゐて人数ニ而候ハヽ
数多有ラハ人数ニおゐて
上も有ルニ候ハヽ速ニおゐて
中ニ而も
此分通シ候ハヽ
此地ニ有ル
御役人ヲ
御ヲ
馬上ニ而
出ラ
ル
ヲ
ニ
ヲ
ル
ヲ
一ニ有ル
ヲ
ル
ヲ
ル
ヲ

六尺の棒のようなものをもって、おのおの四、五人ずつ取り囲んで、一斉に打ち殺すのである。

一　南部藩では、公儀の御法度を守り、領内に他国人を入れないように厳重に取り締まっているが、去る寛永八年の秋、突然、異国船が二隻、津軽の十三湊に入港した。

信公奥羽ヶ国御巡見之節十三湊ニ而異国船ニ遭遇之図

そこで、藩主信直公は、ただちに家老の北信愛を派遣して、異国船の乗組員を一人残らず捕縛し、厳重に監視するように命じた。

一　異国船の乗組員は、総勢で二百人ほどいたが、武器を持たない者ばかりであったので、捕縛するのは容易であった。

一　異国船の乗組員は、全員、唐人であった。

再捕ホ之節ノ記録ニ委シキ事ハ、ソノ節ノ記録ニ委シキ事ハ、ソノ節ノ記録ニ委シキ事ハ、ソノ

一唐船帰帆御ゆるし被仰付候ハヽ帆を引いのり船の帆
風こゝろもとなく存候ハヽ帆を下ゲ申候ハヽ帆車と申候ハヽ小船
を引くゝり申候ハヽ帆うごき申候ハヽ帆を横ニ
取候ハヽ帆の高サ花さし候よし指出
候ハヽ帆柱ニ板ニ而も仕候ハヽ帆ニ而
御座候ハヽ帆柱ニ板ニ而も仕候ハヽ帆ニ而
於人中ニ右之通ニ相違無御座候ハヽ帆ニ而
此度ハ

一唐船ニ積来候ハヽ帆ニ而ハ無御座候ハヽ帆ニ而
御座候ハヽ帆ニ而ハ無御座候ハヽ帆ニ而
右之通ニ相違無御座候ハヽ帆ニ而
御座候ハヽ帆ニ而ハ無御座候ハヽ帆ニ而

862
1

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』 請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

862
119
1

国立国会図書館　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『唐国福建省へ致漂着候奥州南部之者六人口書』　請求記号 862-1

ガラス使用